

移動支援事業・日中一時支援事業申請書について（事業者用）

移動支援事業・日中一時支援事業に関する契約（更新・新規）及び支払請求の申請書式を掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

移動支援事業はここから

○移動支援事業の契約（更新・新規）

移動支援事業サービスを予定されている事業者は、事業者要件を確認の上、申請書類を提出してください。

事業者要件

（１）指定障がい福祉サービス事業者として指定を受けた事業所

遵守事項

- （１）事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- （２）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- （３）事業者は、事業実施時に事故が発生した場合においては、市長、利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- （４）事業者は、従業員、会計又は利用者へのサービス提供記録に関する記録を整備し、事業を実施した年度より５年間保存しなければならない。
- （５）事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

申請書類

	新規	年次更新	変更
門真市移動支援事業委託契約書	２部	２部	不要
委任状（請求受領の責任者が契約書の法人代表者と異なる場合）	○	○	不要
口座振替依頼書	○	○	変更時
法人格を有することが分かるもの （指定障がい福祉サービス事業者の証明書写しでも可）	○	○	変更時 ※１
返信用封筒（角２封筒へ宛先を記入の上、１４０円切手を貼付）	○	○	不要

	新規	年次更新	変更
本委託事業に係る職員体制が分かるもの（組織図、ガイドヘルパーの資格証明書写し等）	○	変更時	変更時 ※1
事業者と利用者との契約書（様式）と重要事項説明書※2（様式）	○	変更時	変更時 ※1

※1 府等に提出した書類の写しで可

※2 重要事項説明書には以下の内容を入れてください。

①門真市の委託基準額

②【市町村窓口】門真市中町1-1

門真市障がい福祉課

受付時間：9：00～17：30（土・日・祝・年末年始を除く）

提出期日

4月1日からの契約の場合

2月末日まで（祝休日の場合は、前日まで）

年度途中からの契約の場合

毎月10日まで（祝休日の場合は、前日まで）の受付にて、翌月からの契約となります。

提出方法

期日までに郵送又は持参で提出

提出場所

〒571-8585 門真市中町1-1

門真市保健福祉部障がい福祉課

○移動支援事業の支払請求

事業を実施した月の翌月の10日までに、当該事業を実施した月に係る委託料を一括して請求してください。

請求書類

（1）地域生活支援事業の上限管理について（お願い）

（2）契約内容（地域生活支援事業サービス受給者証記載事項）報告書

（変更時）

（3）移動支援事業請求書

（4）門真市移動支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票

○移動支援事業の支払期日

請求のあった月の翌月末に支払いたします。

(例) 1月に事業実施 → 2月10日までに請求書等を提出 → 3月末日に口座振込します。

問合せ先 障がい福祉課 電話06(6902)6154

日中一時支援事業はここから

○日中一時支援事業の契約（更新・新規）

日中一時支援事業サービスを予定されている事業者は、事業者要件を確認の上、申請書類を提出してください。

事業者要件

- (1) 指定障がい福祉サービス事業者として指定を受けた事業所
- (2) 門真市日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

遵守事項

- (1) 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- (2) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 事業者は、事業実施時に事故が発生した場合においては、市長、利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、従業員、会計又は利用者へのサービス提供記録に関する記録を整備し、日中一時支援事業を実施した年度より5年間保存しなければならない。
- (5) 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

申請書類

	新規	年次更新	変更
門真市日中一時支援事業委託契約書	2部	2部	不要
委任状（請求受領の責任者が契約書の法人代表者と異なる場合）	○	○	不要
口座振替依頼書	○	○	変更時

	新規	年次更新	変更
法人格を有することが分かるもの (指定障がい福祉サービス事業者の 証明書写しでも可)	○	○	変更時 ※1
返信用封筒 (角 2 封筒へ宛先を記入 の上、140 円切手を貼付)	○	○	不要
本委託事業に係る職員体制が分かる もの (組織図、ガイドヘルパーの資 格証明書写し等)	○	変更時	変更時 ※1
事業所の平面図	○	変更時	変更時
事業者と利用者との契約書 (様式) と重要事項説明書※2 (様式)	○	変更時	変更時 ※1

※1 府等に提出した書類の写しで可

※2 重要事項説明書には以下の内容を入れてください。

①門真市の委託基準額

②【市町村窓口】門真市中町 1-1

門真市障がい福祉課

受付時間：9：00～17：30（土・日・祝・年末年始を除く）

提出期日

4月1日からの契約の場合

2月末日まで（祝休日の場合前日）

年度途中からの契約の場合

毎月10日まで（祝休日の場合前日）の受付にて、翌月からの契約となります。

提出方法

期日までに郵送又は持参で提出

提出場所

〒571-8585 門真市中町 1-1

門真市保健福祉部障がい福祉課

○日中一時支援事業の支払請求

日中一時事業を実施した月の翌月の10日までに、当該事業を実施した月に係る委託料を一括して請求してください。

申請書類

(1) 地域生活支援事業の上限管理について（お願い）

(2) 契約内容（地域生活支援事業サービス受給者証記載事項）報告書
（変更時）

(3) 門真市日中一時支援事業請求書

(4) 門真市日中一時支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票

○移動支援事業の支払期日

請求のあった月の翌月末に支払いたします。

(例) 1月に事業を実施 → 2月10日までに請求書等を提出 → 3月末に
口座振込します。

問合せ先 障がい福祉課 電話06(6902)6154